市の保有する特定個人情報等の取扱委託に関する覚書

岡山市（以下「甲」という。）と○○○○（以下「乙」という。）は，令和○○年○○月○○日付けで締結した北区役所市民保険年金課繁忙期事務補助等業務委託（令和８年度）に係る委託契約（以下「契約」という。）の履行のために提供される市の保有する特定個人情報等を安全かつ適正に取り扱うために，行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成２５年法律第２７号。以下「番号法」という。）及び特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（行政機関等編）（平成２６年特定個人情報保護委員会告示第６号。以下「ガイドライン」という。）に基づき，次のとおり覚書を締結する。

（定義）

第１条　この覚書において「個人情報」とは，番号法第２条第３項に規定する個人情報をいう。

２　この覚書において「個人番号」とは，番号法第２条第５項に規定する個人番号をいう。

３　この覚書において「特定個人情報」とは，番号法第２条第９項に規定する特定個人情報をいう。

４　この覚書において「特定個人情報等」とは，個人番号及び特定個人情報をいう。

５　この覚書において「漏えい等」とは，ガイドラインに規定する漏えい，滅失又は毀損をいう。

６　この覚書において「漏えい等事案」とは，ガイドラインに規定する漏えい等又はそのおそれのある事案その他の番号法違反の事案又は番号法違反のおそれのある事案をいう。

（特定個人情報等の取扱い）

第２条　乙は，特定個人情報等を甲の重要な機密事項として認識し，その保護に努め，番号法及びガイドラインに従い，適法かつ適切に管理及び取扱いを行わなければならない。

（利用目的）

第３条　乙は，特定個人情報等を，この契約の履行のためにのみ利用するものとし，番号法により例外的取扱いができる場合を除き，その他の目的には利用してはならない。

（第三者への非開示等）

第４条　乙は，特定個人情報等を，第三者に開示又は漏えいしてはならない。この契約が終了し，又は解除された後においても同様とする。

２　乙は，特定個人情報等の漏えい等を防止するため，必要かつ適切な安全管理措置を講じなければならない。

（特定個人情報等の持出し）

第５条　乙は，特定個人情報等の記録されたファイルを指定された履行場所でのみ利用するものとし，当該履行場所の外部へ持ち出してはならない。

２　前項に定める履行場所は，次の場所とする。

岡山市役所本庁舎２階　北区役所市民保険年金課内ほか

３　乙は，やむを得ず特定個人情報等の記録された電磁的記録媒体，書類等を持ち出す必要がある場合は，甲に事前の承認を得るとともに，持ち帰るまで最大限の安全管理措置を講じるものとする。特定個人情報等の記録された電磁的記録媒体，書類等の運搬に関しても同様とする。

（従業者に対する監督・教育等）

第６条　乙は，従業者（直接間接に乙の指揮監督を受けてこの契約の履行に関わる全ての者をいう。）が特定個人情報等を取り扱うに当たり，必要かつ適切な監督を行わなければならない。

２　乙は，従業者に対し，特定個人情報等の適正な取扱い，罰則等を周知徹底するとともに適切な教育を行うものとする。

３　乙は，従業者のうち特定個人情報等を取り扱う者及びその責任者を業務開始に先立って甲に届け出なければならない。

（再委託）

第７条　乙は，この契約に関する特定個人情報等の取扱いの全部又は一部を再委託してはならない。ただし，この契約において再委託が認められており，かつ，履行のため真にやむを得ない場合に限り，事前に甲に書面により申請し，その許諾を得た上で，必要最低限度の範囲で第三者に再委託することができる。

２　乙は，再委託先に対してこの覚書と同様の義務を課すために，当該再委託先と書面を取り交わさなければならない。また，当該書面において，当該再委託先がこの契約に関する特定個人情報等の取扱いを更に再委託する場合には，事前に乙を通じて書面により甲に申請し，その許諾を得なければならない旨を明記するものとする。それ以降の再委託についても同様とする。

３　乙は，再委託先の行為につき，甲に対し当該再委託先と連帯して責めを負うものとする。この契約が終了し，又は解除された後においても同様とする。

（漏えい等事案発生時の措置）

第８条　乙は，特定個人情報等の漏えい等事案が発覚した場合には，直ちに甲に報告し，甲の指示に従うものとする。また，当該事案による損害を最小限にとどめるために必要な措置を，自らの責任と負担で講じなければならない。この契約が終了し，又は解除された後においても同様とする。

２　前項の場合において，乙は，事案の再発を防ぐため，その防止策を検討し，甲と協議の上決定した防止策を，自らの責任と負担で講じなければならない。

３　乙の責めによる特定個人情報等の漏えい等事案が発生し，甲が第三者から請求を受け，また第三者との間で紛争が生じた場合には，乙は甲の指示に基づき，自らの責任と負担でこれに対処するものとする。この場合において，甲が損害を被ったときには，甲は乙に対して当該損害の賠償を請求できるものとする。この契約が終了し，又は解除された後においても同様とする。

（特定個人情報等の返却）

第９条　乙は，この契約の履行が完了したときは，甲の指示に従い，速やかに提供された特定個人情報等及びその複製物を甲に返却しなければならない。この場合において，返却することができないときは，適切に廃棄又は消去するものとし，以後特定個人情報等を保有しないものとする。

（遵守状況の報告及び実地調査）

第１０条　乙は，この覚書に定める事項に関する遵守状況について，甲の求めに応じ報告しなければならない。

２　甲は，乙に対して，この覚書に定める事項に関する遵守状況を実地調査することができる。

（優先順位）

第１１条　この覚書は，別に締結する「市の保有する個人情報の取扱委託に関する覚書」に優先するものとする。

（その他）

第１２条　この覚書について疑義が生じたときは，甲，乙協議の上解決するものとする。

上記合意の証として本書２通を作成し，甲乙記名押印の上，各１通を保有する。

令和〇〇年〇〇月〇〇日

委託者　甲　岡山市北区大供一丁目１番１号
岡山市
岡山市長　　大　森　　雅　夫　　印

受託者　乙　住所
商号又は名称
代表者職氏名　　印

（市の保有する特定個人情報等の取扱委託に関する覚書第７条第１項に規定する書面）

令和〇〇年〇〇月〇〇日

市の保有する特定個人情報等の取扱委託の再委託許諾申請書

岡　山　市　長　　様

受託者　住所
商号又は名称
代表者職氏名　　印

令和〇〇年〇〇月〇〇日付けで岡山市と受託者との間で締結した委託業務について，特定個人情報等の取扱いの（全部・一部）を下記のとおり再委託したいので申請します。

記

１　本契約の名称		
２　再委託先名	住　　所	
	商号又は名称	
	代表者職氏名	
３　再委託する理由		
４　再委託契約の内容	契約年月日	
	履行場所	
	委託期間	
５　再委託して処理する内容		
６　再委託先が取り扱う特定個人情報等		

※　再委託先と締結する予定の特定個人情報等の取扱委託に関する覚書の案を添付すること。